

別紙

諮問第984号、第988号

答 申

1 審査会の結論

本件各一部開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表の「開示請求内容」欄に掲げる本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表項番1及び2に掲げる本件各一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各審査請求に係る理由説明書における実施機関の主張を要約すると、別表の「非開示理由」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表の「諮問日」欄に掲げる各諮問日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年10月12日に実施機関から諮問第984号、第988号に係る理由説明書を、同月30日に審査請求人から諮問第984号、第988号に係る意見書を收受し、同年11月24日（第237回第二部会）から同年12月22日（第238回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び本件各審査請求の趣旨が関連していることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報として、「受付番号〇〇の指導経過記録票」及び「受付番号〇〇の指導経過記録票」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条6号に該当するとして、本件各一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報について

本件対象保有個人情報で非開示とされた情報は、担当職員の見解、相談援助方針の詳細、実施機関内部での連絡調整の内容、実施機関と関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）とのやり取り、通報に関する情報及び一時保護の場所に関する情報である。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関によると、指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定められるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係者等との連絡調整の内容・経過が時系列で記録される公文書であるとのことである。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報の非開示部分には、指導経過記録票の対象である児童又はその保護者等に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者等とのやり取り並びに一時保護の場所に関する情報が記載されていることが確認された。

上記の情報が開示されると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念して、率直な意見を述べることに消極的になるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなったり、記載内容を簡略化する事態や関係者等による児童相談所への情報提供が消極的になるなどの事態が生じたりすることが想定され、児童相談所に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件各一部開示決定

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
1	984	〇〇児童相談所が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに作成し、現在保有する請求者本人に係る「指導経過記録票」	令和4年7月26日	令和4年11月2日	指導経過記録票	・児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、東京都保有個人情報の保護に関する条例16条6号により非開示（以下「6号非開示」という。）
2	988	請求者が、子の〇〇について令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日迄の間に〇〇児童相談所の担当者とは面接や電話した時の指導経過記録票	令和4年8月22日	令和4年11月17日	指導経過記録票	6号非開示